

平成29年度以降に認定を受ける方の接続の同意を証する書類 ※新認定の取得手続きに当たり必要となるもの  
旧一般電気事業者による買取(低圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)			接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称
	工事費負担金がある(1円以上)場合		工事費負担金がない(0円)場合	
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
北海道	①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	—	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)	
東北	【太陽光】 ①太陽光発電の系統連系技術検討結果のお知らせ ②工事費負担金通知書 ③工事費負担金のお知らせ ④諸工料のお知らせ ※1 ①+②or③or④をもって接続同意 ※2 ①～④の書類は、書類右肩の発行日が接続同意日。①の発行日≠②～④の発行日となっている場合は、②～④の発行日が接続同意日。 ※3 接続同意日=接続契約日  【太陽光以外】 ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①は、書類中央に記載された接続契約締結日が接続同意日 ※3 接続同意日=接続契約日	—	【太陽光】 ①太陽光発電の系統連系技術検討結果のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続同意日=接続契約日  【太陽光以外】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)	「太陽光発電設備系統連系・電力売電申込み受付のお知らせ」 「外線工事のお知らせについて」
東京	<送配電買取時> 「①電力受給契約申込書兼低圧配電線への系統連系申込書(低圧:再生可能エネルギー発電設備用)」 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の下部の接続契約承諾日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日  <小売買取時> 「②電力受給契約変更申込書(再生可能エネルギー発電設備用)(お客さま控え)」 ※1 ②をもって接続同意 ※2 左下段の発電量調整供給契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	—	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)	<送配電買取時> 「工事費負担金のご請求について」 ※請求書と合わせて送付する書類 発電種別の記載がないため接続同意書類としては使用不可  「再生可能エネルギー発電設備設置に関する工事費負担金概算額等回答書(PG)」 ※申込前に概算額の提示を求められた場合に回答する書類  <小売買取時> 「再生可能エネルギー発電設備設置に関する工事費負担金概算額等回答書(EP)」 ※申込前に概算額の提示を求められた場合に回答する書類
中部	①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①内項目「接続契約締結日」=接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	—	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円もしくは-と記載している)	①検討結果回答書【負担金請求用】(低圧用) ②太陽光発電設備の系統連系に際してのお願い
北陸	①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「契約成立日」欄の日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	—	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)	・連系に関する契約書 ・請求書
関西	①関西電力(株)からの系統連系に係る契約のご案内 (電子メール形式) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の下部「系統連系に係る契約(接続契約)の成立について」に記載された日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日  ①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載された日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	—	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)	(いずれも電子メール形式)  <申込受領にかかる書面> 関西電力(株)からの申込受領のご報告  <工事費負担金の入金にかかる書面> 関西電力(株)からのご入金確認のご連絡  <竣工届の受理にかかる書面> 関西電力(株)からのご竣工受付結果のご連絡
中国	①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「1. ①契約締結日」に記載の日付が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	—	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)	
四国	①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	—	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に工事費負担金がない旨を記載している)	・請求書 ・契約(低圧連系)申込み受領書

平成29年度以降に認定を受ける方の接続の同意を証する書類 ※新認定の取得手続きに当たり必要となるもの  
旧一般電気事業者による買取(低圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)			接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称
	工事費負担金がある(1円以上)場合		工事費負担金がない(0円)場合	
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
九州	<u>①工事費負担金契約書</u> <u>②系統連系に係る契約のご案内</u> ※1 「①」or「②」をもって接続同意 ※2 「①の最下段の契約締結日」or「②の右肩の発行日」が接続同意日 ①及び②が発行されている場合は、②の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日=接続同意日	-	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)	・太陽光発電からの電力受給契約のご案内 ・接続検討申込みに対する回答について ・事業用太陽光発電連系契約申込に対する検討結果について
沖縄	<u>①「系統連系に係る契約のご案内」</u> ※1 ①をもって接続同意。 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日=接続同意日。	-	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している)	①「工事費負担金のお知らせ」 ②「工事費負担金契約書」 ③「振込依頼票」 ④「請求書」 ※①～④について、単体では接続の同意を証明する条件を充足しない。

※契約内容の変更があった場合は上記一覧表に記載の書類と異なる場合があります。